

青森県報

号外第九十二号

平成二十二年
十二月十五日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
 条例の一部を改正する条例…………… (人事課) …… 二

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に
 関する条例の一部を改正する条例…………… (同) …… 三

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾空港課) …… 五

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条
 例…………… (こども課) …… 六

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正す
 る条例…………… (労政・能力課) …… 六

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「つがる市」の下に「平川市」を、「外ヶ浜町」の下に「鱒ヶ沢町」を、「板柳町」の下に「鶴田町」を加える。

第二十五条中「平内町」の下に「今別町」を加え、「六ヶ所村」を「東北町、六ヶ所村、おいらせ町」に改める。

第二十七条第二項中「八戸市」の下に「平川市」を加える。

第三十五条中「及び風間浦村」を「風間浦村及び南部町」に改める。

第四十一条中「大鰐町」の下に「田舎館村」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第二十二条、第二十五条、第二十七条第二項、第三十五条及び第四十一条

に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「という。」には「の」の下に「、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「百分の七十を支給する」を「百分の百以内を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第八条の見出し中「の種類」を削り、同条中「である派遣職員には」の下に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第四条第一項の規定による給与の支給割合）（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）（第四条第一項の規定による給与の支給割合）（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一 施行日から平成二十三年十二月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の七十

三 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の四十

3 施行日から平成二十三年六月三十日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の条例第四条第一項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において改正前の条例第四条第一項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の条例第四条第一項の規定による給与の支給割合とする。

一 施行日から平成二十三年十二月三十一日まで 百分の百

二 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の七十

三 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで 百分の四十

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中

八戸港	
アンローダ	一台につき 作業時間三十分までことに 二万九千九百二十五円
橋形クレーン	一台につき 作業時間三十分までことに 三万二千二十五円

を

八戸港	
	一台につき 作業時間三十分までことに 三万二千二十五円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭